

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年 1月 9日

横浜市契約事務受任者
南区長 松山 弘子

1 契約の概要

台風15、19号災による弘明寺公園危険木撤去業務委託

2 履行(納品)場所

横浜市南区弘明寺224-5

3 契約日

令和元年 10月16日

4 履行日又は履行期間

令和元年 11月29日

5 契約金額

5,087,500円(うち取引に係る消費税額462,500円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 田澤園
横浜市南区六ツ川4-1234

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

台風15、19号災により弘明寺公園の近接する民地境や、生活道路として使われている園路上に、落下の危険性のある、撤去が非常に困難な枝折れが多数発生し、契約中の維持委託業務や一円修繕工事での対応が困難だったため。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社 田澤園 代表取締役 田澤 重幸は、環境創造局公園緑地維持課が締結している「横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協定」先の横浜市造園協会の南区班の班長であること。また、困難な伐採に対応できる社員が多く緊急対応が可能であるので契約の相手方に選定した。

9 所管課

南区南土木事務所